

平成 27 年 7 月 31 日

平成 27 年度国立研究開発法人国立長寿医療研究センター調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターは、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度国立研究開発法人国立長寿医療研究センター調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターにおける平成 26 年度の契約状況は、表1のようになり、契約件数は 202 件、契約金額は 2,823 百万円である。また、競争性のある契約は 162 件(80.2%)、1,999 百万円(70.8%)、競争性のない契約は 40 件(19.8%)、823 百万円(29.2%)となっている。

平成 25 年度と比較して、競争性のない契約の割合は件数が減少(▲5.0%)、金額が増加(1.8%)となっており、主な要因として、件数については研究関連の契約件数の減少、金額については電気の単価上昇による購入金額の増など公共料金の増加、研究関連契約において高額な契約があったことなどがあげられる。

表1 平成 26 年度の国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの調達全体像

(単位:件、百万円)

	平成 25 年度		平成 26 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(74.8%) 154	(72.5%) 2,137	(78.7%) 159	(70.3%) 1,985	(4.0%) 5	(▲2.2%) 152
企画競争・公募	(0.5%) 1	(0.2%) 4	(1.5%) 3	(0.5%) 14	(1.0%) 2	(0.4%) 10
競争性のある契約(小計)	(75.2%) 155	(72.7%) 2,141	(80.2%) 162	(70.8%) 1,999	(5.0%) 7	(▲1.8%) ▲142
競争性のない随意契約	(24.8%) 51	(27.3%) 805	(19.8%) 40	(29.2%) 823	(▲5.0%) ▲11	(1.8%) 18
合計	(100%) 206	(100%) 2,946	(100%) 202	(100%) 2,823	(0.0%) ▲4	(0.0%) ▲124

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

(2) 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターにおける平成 26 年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになり、契約件数は 17 件(10.5%)、契約金額は 136 百万円(6.81%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともにほぼ横ばいで推移している(件数は▲2.4%、金額は▲0.6%)。

表2 平成26年度の国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの一者応札・応募状況
(単位:件、百万円)

		平成25年度	平成26年度	比較増△減
2者以上	件数	135(87.1%)	145(89.5%)	10(2.4%)
	金額	1,983(92.6%)	1,863(93.2%)	▲120(0.6%)
1者以下	件数	20(12.9 %)	17(10.5 %)	▲3(▲2.4 %)
	金額	158(7.4%)	136(6.8 %)	▲22(▲0.6 %)
合計	件数	155(100%)	162(100%)	7(100%)
	金額	2,141(100%)	1,999(100%)	▲142(100%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、電気の需給等について、調達方法の改善を実施する。

(1) 電気の需給に関する調達

電気の需給に関する調達方法について、平成27年度、環境配慮法に適合した契約方法に移行することと併せて広く公募することによる競争原理の効果を期待するため、随意契約から一般競争入札(据え切り方式)に移行することとし、適正な調達を目指す。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に契約監視委員会に報告し、会計規程及び契約事務取扱細則における「随意契約によることができる事由」との整合性や、契約審査委員会による、より競争性の高い契約形態への移行可否の点検を受けることとする。

ただし、契約監視委員会については、緊急の必要により契約を結ばなければその目的を達することができない等、止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

当法人では、これまで調達に関し、予定価格の取扱いについて、決裁により予定価格が決定した後は、入札当日まで会計金庫内に保管している。

また当法人では、予定価漏洩を未然防止する観点から、予定価格を取り扱う者について、当該契約に係わる事務担当職員のみ限定している。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、病院長を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	病院長
副総括責任者	財務経理部長
メンバー	財務経理課長、調達企画室長、契約係長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターのホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。